

新旧対照表

○公衆浴場法施行条例

改正後	現行
<p>(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第四条 一般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 浴室の床面は、耐水性の材料を用い、流し湯が停滞しないよう適當な<u>勾配</u>を設け、清掃を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>十～十三 略</p> <p><u>十四 浴槽に気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。</u></p> <p>イ 気泡等発生装置の点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>ロ 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>十五 浴槽に循環ろ過器（浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 循環ろ過器の逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。<u>第二十八号イ</u>において同じ。）及びろ材の交換が容易に行えること。</p> <p>ニ～ヘ 略</p> <p>十六 略</p> <p>十七 サウナ室を設けるときは、次に定める基準を満たしていること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ サウナ室の床面は、必要に応じて排水が容易に行えるよう適當な<u>勾配</u>及び排水口を設けること。</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>十八～二十五 略</p> <p><u>二十六 シャワーは、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>イ シャワーは、一週間に一回以上内部の水が置き換わるように通水すること。</p>	<p>(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第四条 一般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 浴室の床面は、耐水性の材料を用い、流し湯が停滞しないよう適當な<u>こう配</u>を設け、清掃を容易に行うことができる構造とすること。</p> <p>十～十三 略</p> <p><u>十四 浴槽に気泡等発生装置（気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、当該気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</u></p> <p>十五 浴槽に循環ろ過器（浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）を設置する場合は、次に定める基準を満たしていること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 循環ろ過器の逆洗（水又は湯を逆流させることにより循環ろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。<u>第二十六号イ</u>において同じ。）及びろ材の交換が容易に行えること。</p> <p>ニ～ヘ 略</p> <p>十六 略</p> <p>十七 サウナ室を設けるときは、次に定める基準を満たしていること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ サウナ室の床面は、必要に応じて排水が容易に行えるよう適當な<u>こう配</u>及び排水口を設けること。</p> <p>ニ・ホ 略</p> <p>十八～二十五 略</p> <p>(新設)</p>

口 シャワーへッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、一年に一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄し、消毒すること。

二十七 気泡等発生装置は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

二十八 循環ろ過器を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 循環ろ過器は、一週間に一回以上十分に逆洗を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。

ロ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去すること。

ハ 毛髪等が循環ろ過器に流入しないようにするための設備は、毎日清掃及び消毒をすること。

二十九 水位計配管は、一週間に一回以上適切な方法により生物膜を除去すること。

三十 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに供給する湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設置する場合は、生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

三十一 貯湯槽を設置する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯湯槽の温度を摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の水及び湯の消毒を行うこと。

ロ 貯湯槽内部の生物膜の状況を点検し、年に一回以上清掃及び消毒をし、生物膜を除去すること。

三十二 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあっては、一週間に一回以上）換水すること。

三十三 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

三十四 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

三十五 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

三十六 入浴者にタオル、ヘアブラシ等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。

三十七 屋外の浴槽にあっては、浴槽水から浮遊物質等を除去し、清潔に保つこと。

(新設)

二十六 循環ろ過器を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 循環ろ過器は、一週間に一回以上十分に逆洗を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。

ロ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二十七 浴槽水は、毎日（循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあっては、一週間に一回以上）換水すること。

二十八 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽（浴槽の外にあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。）の水及び湯を使用しないこと。

二十九 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

三十 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

三十一 入浴者にタオル、ヘアブラシ等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。

三十二 屋外の浴槽にあっては、浴槽水から浮遊物質等を除去し、清潔に保つこと。

(その他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第五条 略

2 前項の規定にかかわらず、知事は、施設の規模及び利用の目的、設置の場所の状況その他特別な理由により入浴者の衛生及び風紀に支障がないと認めるときは、前条第一号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十六号口及びハ並びに第十七号イ、ロ及びホに定める基準を緩和し、又はその一部の適用を除外することができる。

第六条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に規定する営業に係る浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～六 略

七 第四条第五号から第七号まで、第九号、第十一号から第十五号まで及び第二十号から第三十六号までに定める基準に適合すること。

(その他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第五条 略

2 前項の規定にかかわらず、知事は、施設の規模及び利用の目的、設置の場所の状況その他特別な理由により入浴者の衛生及び風紀に支障がないと認めるときは、前条第一号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十六号口及びハ並びに第十七号イ及びロに定める基準を緩和し、又はその一部の適用を除外することができる。

第六条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に規定する営業に係る浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一～六 略

七 第四条第五号から第七号まで、第九号、第十一号から第十五号まで及び第二十号から第三十一号までに定める基準に適合すること。